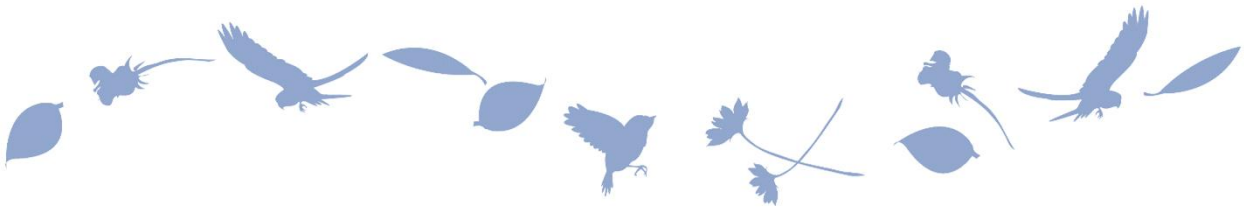

令和7年度
鳥取市市民後見人養成講座
募集要領

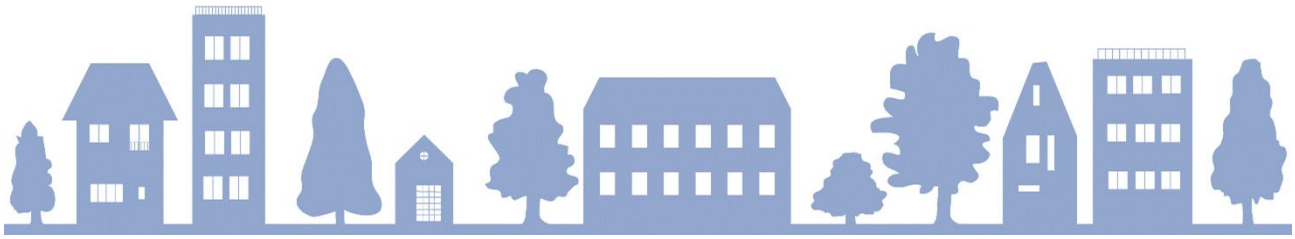

社会福祉法人　鳥取市社会福祉協議会

市民後見人養成講座について

目的

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方の生活を身近な立場で支援し、後見活動を行っていく「市民後見人」を養成します。

令和７年度

鳥取市市民後見人養成講座募集要領

１　開催日時　　令和７年９月６日（土）　～　令和７年１０月１８日（土）
毎週土曜日（但し、「鳥取家庭裁判所の実際、見学は金曜日」）
全１４講座（レポート提出含む）

２　会　　場　　さざんか会館　３階会議室（鳥取市富安二丁目１０４－２）

３　内　　容　　別紙「令和７年度　鳥取市市民後見人養成講座　日程」のとおり

４　定　　員　　２０名
※定員を超えた場合は、選考して受講者を決定することがあります。

５　受付期間　　令和７年７月７日（月）～ 令和７年８月１８日（月）　　締切日消印有効

６　受講要件　　以下全てを満たしている方
（１）社会貢献に対する意欲と熱意があること
（２）養成講座の全ての課程を受講することが出来る見込みがあること
（３）次のいずれにも該当しないこと
・民法第８４７条各号に揚げる者（注１）

７　修了条件　　以下のとおり
（１）全講座を受講した方（修了証書を交付します)。
（２）１５分以上の遅刻・早退の場合、欠席とします。但し、欠席をした受講者は、欠席時の講座を録画したDVDを視聴し（貸出可)、レポートを提出することで受講したものとします。なお、全科目数の三分の一以上を欠席した場合は、修了と認めません。
（３）グループワークによる講座は、必ず出席するものとします。欠席した場合は修了と認めません。

８　申込方法　　本実施要領の内容をご確認のうえ、所定の申込書に必要事項を記入いただき、志望動機書（エントリーシート）を添付の上事務局まで郵送、又は持参して下さい。

９　受 講 料　　無料（ただし、**テキスト代 ８，９１０円 が別途必要**です。）

１０　そ の 他　・本講座は、市民後見活動に必要な知識を習得するための講座であり、受講することによって何らかの資格が得られるというものではありません。

・**鳥取市以外に在住の方も受講可能です。**

１１　事 務 局　申込書提出先・問い合わせ先

【鳥取市在住の方】

〒680-0845　鳥取市富安二丁目 104-2　さざんか会館　2 階

社会福祉法人　鳥取市社会福祉協議会　鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」

ＴＥＬ：0857-24-3320　ＦＡＸ：0857-24-3321

【岩美町在住の方】

〒681-0003　岩美郡岩美町浦富 645 番地

社会福祉法人　岩美町社会福祉協議会

ＴＥＬ：0857-72-2500　ＦＡＸ：0857-72-3811

【八頭町在住の方】

〒680-0463　八頭郡八頭町宮谷 254 番地 1　郡家老人福祉センター内

社会福祉法人　八頭町社会福祉協議会　八頭町福祉相談支援センター「ほっと」

ＴＥＬ：0858-71-0100　ＦＡＸ：0858-72-2793

【若桜町在住の方】

〒680-0701　八頭郡若桜町若桜 1247-1　若桜町立地域福祉センター内

社会福祉法人　若桜町社会福祉協議会

ＴＥＬ：0858-82-0254　ＦＡＸ：0858-82-1204

【智頭町在住の方】

〒689-1402　八頭郡智頭町大字智頭 1875　保健・医療・福祉総合センター内

社会福祉法人　智頭町社会福祉協議会　あんしん相談センター「ささえーる」

ＴＥＬ：0858-75-2326　ＦＡＸ：0858-75-4110

（注１）　未成年者／家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、又は補助人／破産者／被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族／行方の知れない者